

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱

(令和2年5月11日まちづくり政策局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定により開設の許可を受けた診療所又は同法第8条の規定により届出をした診療所をいう。）及び薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局をいう。）（以下「診療所等」という。）内における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市内の診療所等がオンライン診療又はオンライン服薬指導（以下「オンライン診療等」という。）の環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 オンライン診療 次のとおりとする。

- ① 「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する「オンライン診療料」を算定する診療
- ② 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日付事務連絡」という。）に基づく情報通信機器を用いた診療

二 オンライン服薬指導 4月10日付事務連絡に基づく情報通信機器を用いた服薬指導

三 補助事業者 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者

四 補助事業 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する個人又は法人とする。

- 一 市内の診療所又は薬局の開設者
- 二 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、市内の診療所等においてオンライン診療等を行うための環境を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は別表のとおりとする。

(補助対象期間)

第7条 この補助金の交付対象期間は、この要綱の施行の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間内であっても、4月10日付事務連絡に基づく時限的・特例的な取扱いが終了した場合は、当該月末日をもって終了する。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、様式第1号によるものとし、その提出期限は市長が別に定める日とする。なお、1法人につき、3施設までの申請とする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、様式第2号により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で補助金の額に変更を生じないものとする。

- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、様式第3号又は様式第4号により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、様式第5号により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 5 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。
 - 一 事業を行うため締結する契約は、本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
 - 二 本市ホームページ等において、この補助事業によりオンライン診療等を行うための環境を整備する市内の診療所等の名称、住所、電話番号等を公表するものとする。
 - 三 補助事業者は、院内の掲示やホームページ等において、オンライン診療等を実施していることについて周知するものとする。
 - 四 補助事業者は、補助事業を補助対象期間終了まで継続するものとし、補助事業を中止又は廃止する場合は、第2項の規定により申請を行うものとする。
 - 五 補助対象経費について、他の補助事業等から補助金を受ける場合は、本補助金を交付しない場合がある。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付の決定の通知があった日から10日を経過した日までに様式第6号により行うものとする。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めるときは、補助事業者に対し、期

限を定めて遂行状況に係る報告書を提出させるものとする。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、様式第7号による書面に次の書類を添えて、補助事業の完了もしくは廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の終了する日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 支払実績書
- 三 契約書等事業の着手日を証する書類の写し
- 四 領収書等支出を証する書類の写し
- 五 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、様式第8号により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第15条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 第15条に規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、様式第9号による書面を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部

又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - 二 補助金を他の用途に使用したとき
 - 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき
- 2 前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(財産の処分の制限等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得した情報通信機器等について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならない。

- 2 規則第20条ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第八までに定める耐用年数を経過した場合とする。
- 3 第1項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出し、承認の申請を行うものとする。
- 4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 5 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかななければならない。

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり政策局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月11日から実施する。

(補助金の交付の特例)

- 2 市長は、令和2年4月10日以降に、第8条の規定による補助金の交付の申請前に第4条に規定する補助対象事業に着手している場合であっても、この要綱の相当規定に準じて補助金を交付することができる。

(令和3年2月12日改正)

この要綱は、令和3年2月12日から実施する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

区 分	内 容
情報通信機器等の購入経費	主にオンライン診療又はオンライン服薬指導を行うために使用する機器（パソコン、タブレット端末、ウェブカメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）の購入経費 ※スマートフォンは対象外 ※リース料可
オンライン診療等システム導入に係る初期費用	アカウント発行、初期セットアップ等のシステム導入の各種初期費用
オンライン診療等システム月額使用料	オンライン診療等システムの使用に係る経費 ※インターネット通信料、クレジットカード決済手数料、患者のアプリ使用料等は対象外

別表（第6条関係）

補助金の額

区 分	補助率	上限	備考
情報通信機器等の購入経費	1/2	50,000円	1千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額
オンライン診療等システム導入に係る初期費用		100,000円	1千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額
オンライン診療等システム月額使用料		5,000円/月	「(補助対象経費×1/2 (又は5,000円のどちらか低い額))×月数」に1千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額

(様式第 1 号)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第 3 条及び仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 補助金交付申請額等

- (1) 補助金交付申請額 金 円
- (2) 交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 個人及び法人共通
- ① 補助金交付申請内訳書 (別紙様式 1-1)
- ② 事業計画書 (別紙様式 1-2)

※その他、必要な資料を提出していただく場合があります。

(様式1-1)

補助金交付申請内訳書

1. 情報通信機器等の購入経費

機器名	予定金額
	円
	円
	円

【留意事項】1契約あたり10万円以上の場合（複数の機器を1事業者から購入する場合を含む）は、2者以上から見積書を徴収すること。既に購入した機器について、見積合せを行っていない場合は、その理由を以下に記載すること。

機器名：
見積合せを行わなかった理由：

補助対象経費合計 (A)	円
補助金申請額① (A×1/2 または 50,000 円のどちらか低い金額) ※千円未満端数切り捨て	円

2. オンライン診療等システム

(1) サービス提供会社について

サービス提供会社名	
製品名	
プラン名	

【留意事項】

対象経費 (B+C×契約期間) が10万円以上となることが見込まれる場合、2者以上から見積書を徴収すること。又は、当該サービス提供会社を選定した理由を記載すること。

B+C×契約期間が10万円以上の場合の契約方法（どちらかに○）	見積合せ / 1社指定
1社指定の場合は選定の理由（該当する項目に○）	I：既に導入しているシステムと連携できるサービスを提供している会社が当該事業者だけであるため。 (連携するシステム内容：_____) II：必要な機能を提供している会社が当該事業者だけであるため。 (具体的な機能：_____) III：その他 (具体的な理由：_____)

診療所又は薬局名：

(2) システム導入に係る初期費用

補助対象経費合計 (B)	円
補助金申請額② ($B \times 1/2$ または 100,000 円のどちらか低い金額) ※千円未満端数切り捨て	円

(3) システム月額使用料

契約期間 (令和 年 月 ~ 令和 年 月)	カ月
補助対象経費 (C)	円
補助金月額 ($C \times 1/2$ または 5,000 円のどちらか低い金額)	円
補助金申請額③ (補助金月額 \times 契約期間) ※千円未満端数切り捨て	円

3. 補助金申請額

補助金申請額 合計 (①+②+③)	円
-------------------	---

診療所又は薬局名 :

(様式1-2)

事業計画書

代表者名	㊦がナ		
本社所在地	〒		
T E L		F A X	
U R L		E - mail	
診療所又は薬局名	㊦がナ		
診療所又は薬局所在地	〒		
T E L		F A X	
U R L		E - mail	
実施事業	オンライン診療 / オンライン服薬指導 (どちらかに○をつけてください)		
	<ul style="list-style-type: none">・ 事業開始予定日・ オンライン診療又はオンライン服薬指導の対応可能な曜日、時間帯、1日あたりの受け入れ人数等・ オンライン診療等の実施に係る周知方法 (該当する項目に○をつけてください) 院内への掲示 / 診療所又は薬局のホームページへの掲載 / その他 () <p>【以下、診療所のみ記載】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 初診の電話等を用いた診療の実施 有 / 無 (どちらかに○をつけてください)・ 再診の電話等を用いた診療の実施 有 / 無 (どちらかに○をつけてください)・ オンライン診療対応診療科名・ 担当医師名・ 対面診療が必要と判断した場合に連携する医療機関名 (複数ある場合は複数、住所も併せて記載)		

※仙台市のホームページ等で4月10日付事務連絡に基づくオンライン診療等を実施する診療所等として情報を公表します。

担当者氏名：
電話番号：
E-mail：

(様式第2号)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付決定書

仙台市 指令第 号

様

年 月 日付で申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第6条及び仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、令和 年 月 日までに申請を取り下げることができます。

年 月 日

仙台市長

印

1 補助内示額	金 円
2 補助の条件	<ol style="list-style-type: none">1 仙台市補助金等交付規則及び仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱、並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。2 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（要綱第10条第1項に定める軽微な変更を除く。）をするとき、及び補助事業を中止又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けてください。3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。4 補助事業を行うために締結する契約は、本市が行う契約手続きに準拠して行ってください。予定価格が10万円以上の場合は見積合せを行うか、契約相手の選定理由を支払実績書に明記してください。5 本市ホームページ等において、オンライン診療等を行うための環境を整備する市内の診療所等の名称等を公表します。6 院内の掲示やホームページ等において、オンライン診療等の実施について周知してください。7 補助事業は、補助対象期間終了まで継続してください。補助事業を中止又は廃止する場合は、2の規定により申請してください。8 補助事業の対象経費について、他の補助事業等から補助金を受ける場合は、本補助金を交付しない場合があります。9 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じます。この場合、仙台市補助金等交付規則第18条第1項による加算金を納付しなければなりません。<ol style="list-style-type: none">① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき③ 交付決定の内容及び付された条件等に違反したとき10 上記9において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金交付規則第18条第2項による延滞金を納付しなければなりません。11 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。

(様式第3号)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第1号及び仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱10条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金承認申請額等

- (1) 補助金承認申請額 金 円
- (2) 交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 補助金変更承認申請内訳書 (別紙様式3-1)
- (2) 変更の内容を証する書類

(様式3-1)

補助金変更承認申請内訳書

1. 情報通信機器等の購入経費

機器名	予定金額
	円
	円
	円

【留意事項】 1 契約あたり 10 万円以上の場合（複数の機器を 1 事業者から購入する場合を含む）は、2 者以上から見積書を徴収すること。

補助対象経費合計 (A)	円
補助金申請額① (A×1/2 または 50,000 円のどちらか低い金額) ※千円未満端数切り捨て	円

2. オンライン診療等システム

(1) サービス提供会社について

サービス提供会社名	
製品名	
プラン名	

【留意事項】 対象経費 (B+C×契約期間) が 10 万円以上とすることが見込まれる場合、2 者以上から見積書を徴収すること。又は、当該サービス提供会社を選定した理由を以下に記載すること。

B+C×契約期間が 10 万円以上の場合の契約方法 (どちらかに○)	見積合せ / 1 社指定
1 社指定の場合は選定の理由 (該当する項目に○)	I : 既に導入しているシステムと連携できるサービスを提供している会社が当該事業者だけであるため。 (連携するシステム内容 : _____) II : 必要な機能を提供している会社が当該事業者だけであるため。 (具体的な機能 : _____) III : その他 (具体的な理由 : _____)

診療所又は薬局名 :

(2) システム導入に係る初期費用

補助対象経費合計 (B)	円
補助金申請額② (B×1/2 または 100,000 円のどちらか低い金額) ※千円未満端数切り捨て	円

(3) システム月額使用料

契約期間 (令和 年 月 ~令和 年 月)	カ月
補助対象経費 (C)	円
補助金月額 (C×1/2 または 5,000 円のどちらか低い金額)	円
補助金申請額③ (補助金月額×契約期間) ※千円未満端数切り捨て	円

3. 補助金申請額

補助金申請額 合計 (①+②+③)	円
-------------------	---

診療所又は薬局名 :

(様式第4号)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第2号及び仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金承認申請額等

- (1) 補助金承認申請額 金 円
- (2) 交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 中止（廃止）の理由

(様式第5号)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金
事業（変更・中止・廃止）承認通知書

仙台市 指令第 号

様

年 月 日付で申請のありました仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金事業（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第11条第2項及び仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱第10条第3項の規定により、通知します。

年 月 日

仙台市長

印

1 補助内示額	金 円
2 承認の内容	①下記のとおり事業を変更すること ②事業を中止すること ③事業を廃止すること
4 承認の理由	

(様式第 6 号)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり不服があるので、仙台市補助金等交付規則第 7 条及び仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 補助内示額
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

(様式第7号)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で補助金の交付の決定のありました仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金について、仙台市補助金等交付規則第12条及び仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

事業報告書(別紙様式7-1)

支払実績書(別紙様式7-2)

契約書の写し等、事業の着手時期がわかる資料

領収書等支出を証する書類の写し

見積書の写し(該当する場合のみ)

他の補助金に関する資料(該当する場合のみ)

※ その他、必要な資料を提出していただく場合があります。

(様式7-1)

事業報告書

診療所又は 薬局名	
実施事業	<p>オンライン診療 / オンライン服薬指導 (どちらかに○をつけてください)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業開始日・ 周知方法 (該当する項目に○をつけてください) 院内への掲示 / 診療所又は薬局のホームページへの掲載 / その他 ()・ オンライン診療を行った診療科名 (診療所のみ記載)・ オンライン診療又はオンライン服薬指導の実績 実人数 人 延べ 回
備考	

(様式7-2)

支払実績書

1. 情報通信機器等の購入経費

機器名	金額
	円
	円
	円

※1 契約あたり10万円以上の場合（複数の機器を1事業者から購入する場合を含む）は、2者以上から徴収した見積書を添付すること。

補助対象経費合計 (A)	円
補助金請求予定額① (A×1/2 または 50,000 円のどちらか低い金額) ※千円未満端数切り捨て	円

2. オンライン診療等システム

(1) サービス提供会社について

サービス提供会社名	
製品名	
プラン名	

※対象経費 (B+C×契約期間) が10万円以上の場合、2者以上から徴収した見積書を添付すること。又は、当該サービス提供会社を選定した理由を記載すること。

B+C×契約期間が10万円以上の場合の契約方法（どちらかに○）	見積合せ / 1社指定
1社指定の場合は選定の理由（該当する項目に○）	I：既に導入しているシステムと連携できるサービスを提供している会社が当該事業者だけであるため。 (連携するシステム内容：_____) II：必要な機能を提供している会社が当該事業者だけであるため。 (具体的な機能：_____) III：その他 (具体的な理由：_____)

診療所又は薬局名：

(2) システム導入に係る初期費用

補助対象経費合計 (B)	円
補助金請求予定額② (B×1/2 または 100,000 円のどちらか低い金額) ※千円未満端数切り捨て	円

(3) システム月額使用料

契約期間 (令和 年 月 ~令和 年 月)	ヵ月
補助対象経費 (C)	円
補助金月額 (C×1/2 または 5,000 円のどちらか低い金額)	円
補助金請求予定額③ (補助金月額×契約期間) ※千円未満端数切り捨て	円

3. 補助金請求予定額

補助金請求予定額 合計 (①+②+③)	円
---------------------	---

診療所又は薬局名 :

(様式第8号)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金確定通知書

仙台市 指令第 号

様

年 月 日付で実績報告のあった下記の補助事業については、仙台市補助金等交付規則第13条及び仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱第15条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

仙台市長

印

1 補助確定額 金 円

(様式第9号)

仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助確定額 金 円
- 3 請求額 金 円
- 4 振込先

銀行名

支店名

預金種別 1. 普通 2. 当座

口座番号

(フリガナ) ()

口座名義